

第四十三回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第二十三号

昭和三十八年五月十六日(木曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 永田 亮一君

理事小澤 太郎君 理事續綱 彌三君

理事高田 富與君 理事丹羽喬四郎君

理事太田 一夫君 理事阪上安太郎君

宇野 宗佑君 大沢 雄一君

金子 岩三君 龜岡 高夫君

久保田円次君 前田 義雄君

山崎 巖君 松井 誠君

山口 鶴男君 門司 亮君

出席政府委員

厚生技 官 尾崎 嘉篤君

運輸事務官 佐藤 光夫君

(鉄道監督局長) 菅野 誠亮君

自治事務官 奥野 誠亮君

(財政局長)

委員外の出席者

大蔵事務官 松川 道哉君

(主計官)

大蔵事務官 木野 晴夫君

(理財局地方資 金課長)

厚生技 官 石橋 多聞君

(環境衛生局水 道課長)

運輸事務官 坪井 為次君

(自動車局業務 部長)

建設事務官 鶴海良一郎君

(都市局参事官)

自治事務官 吉瀬 宏君

(財政局公営企 業課長)

専門 員 越村安太郎君

五月十四日

地方自治法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五七号)(予)

同日

ガス税の撤廃に関する請願(浦野幸

男君紹介)(第三七四三号)

旧樺太引揚市町村吏員の処遇に關す

る請願外一件(渡邊良夫君紹介)(第

三七四四号)

地方公務員共済組合法の一部改正に

關する請願(五島虎雄君紹介)(第三

七七三三号)

農地の固定資産評価方式維持に關す

る請願外十二件(猪俣浩三君紹介

(第三九三三三号)

住民税の軽減及び地方税法の改正等

に關する請願外四件(小松幹君紹介

(第三九三三三号)

は本委員会に付託された。

五月十四日

地方議会制度改革反対に關する陳情

書(長崎市新町四番地長崎県町村議

会議長会長別当勝三)(第五一八

号)

地方議会議員の退職一時金制度創設

に關する陳情書(高松市五番町五丁

目一番地香川県川村議會議長会長合

田重博)(第五一九号)

同(長崎市新町四番地長崎県町村議

會議長会長別当勝三)(第五二〇

号)

同(東京都千代田区平河町二丁目四

番地全国都道府県議會議長会長建部

順外二名)(第五二二一号)

同(前橋市曲輪町六十六番地群馬県

町村議會議長会長松本豊)(第六七〇

号)

地方公務員の定率制実施に關する陳

情書(高松市五番町五丁目一番地香

川県町村議會議長会長合田重博)(第

五二二二号)

後進地域の開発促進等に關する陳情

書(長崎市新町四番地長崎県町村議

會議長会長別当勝三)(第五二三

号)

同(盛岡市内丸六十二番地の八岩手

県町村議會議長会長柳村兼見)(第五

二四四号)

財政負担区分の明確化に關する陳情

書(高松市五番町五丁目一番地香川

県町村議會議長会長合田重博)(第五

二五五号)

町村財政の拡充強化に關する陳情書

(長崎市新町四番地長崎県町村議會

議長会長別当勝三)(第五二六号)

地方交付税制度の改正に關する陳情

書(鹿児島市山下町三十七番地鹿児島

県町村議會議長会長宮田実)(第五

二七七号)

市道整備費の財源賦与に關する陳情

書(鹿児島市山下町三十一番地の二

鹿児島県議會議長会長石井真一)

(第五二八号)

消防組織法の改正反対に關する陳情

書(神戸市生田区加納町六丁目兵庫

県下消防長会長神戸市消防長西新一

郎外十一名)(第五二九号)

農業構造改善事業に對する地方交付

税のわく外措置に關する陳情書(鹿

児島市山下町三十七番地鹿児島県町

村議會議長会長宮田実)(第五六九

号)

町村財政の強化確立に關する陳情書

(福岡市薬院堀端七丁目百二十三番

地福岡県町村議會議長会長植原種雄)(第

六〇四号)

同(福岡市薬院堀端七丁目百二十三

番地福岡県町村議會議長会長野見山

麻邦)(第六〇五号)

地方議会制度の確立に關する陳情書

(福岡市薬院堀端七丁目百二十三番

地福岡県町村議會議長会長野見山麻

邦)(第六〇六号)

国の委任事務に對する財源措置に關

する陳情書(福岡市薬院堀端七丁目

百二十三番地福岡県町村議會議長会長植原

種雄)(第六〇七号)

同(福岡市薬院堀端七丁目百二十三

番地福岡県町村議會議長会長野見山

麻邦)(第六〇八号)

地方行政水準の向上等に關する陳情

書(福岡市薬院堀端七丁目百二十三

番地福岡県町村議會議長会長植原種雄)(第

六〇九号)

同(福岡市薬院堀端七丁目百二十三

番地福岡県町村議會議長会長野見山

麻邦)(第六一〇号)

地方公務員共済組合法の一部改正に

關する陳情書(石川県議會議長長百方

彦邦)(第六一一号)

大阪府の交通問題に關する陳情書

(大阪市東区谷町一丁目五十番地大

阪府中小企業対策連絡協議會議長原

田憲外一名)(第六一二号)

固定資産税の賦課に關する陳情書

(福島市中町六十七番地福島県農業

會議長会長水野谷友次郎)(第六一五

号)

固定資産税の再評価に關する陳情書

(香川県議會議長大久保雅彦)(第六

一六号)

愛媛県に寒冷地補正適用等に關する

陳情書(松山市一番町愛媛県町村會

長渡辺諸吉)(第六五六号)

地方自治関係団体職員の共済制度法

制化に關する陳情書(前橋市曲輪町

六十六番地群馬県町村議會議長会長

松本豊)(第六七一七号)

市町村税の超過課税軽減に關する陳

情書(新庄市議會議長高橋喜一郎)

(第六七二二号)

特別区民税引下げに關する陳情書

(東京都豊島区議會議長山下希雄

(第六七三三号)

農地等固定資産の評価改訂に關する

陳情書(大分市荷揚町大分県農業會

議會長岩男仁藏)(第六七四四号)

同(仙台市勾当台通二十七番地宮城

県農業會議會長齋藤圭助)(第六七六二

号)

住宅金融公庫融資等住宅用宅地に對

する固定資産評価額の据置きに關す

る陳情書(宮城県議會議長屋代文太

郎)(第六七五五号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

地方公営企業法の一部を改正する法

律案（内閣提出第一四五号）

○永田委員長 これより会議を開きます。

地方公営企業法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑を行ないます。通告がありますのでこれを許します。太田一夫君。

○太田委員 地方公営企業法の一部改正に關連をいたしまして、きょうは厚生省の關係の方と運輸省の關係の方に主としてお尋ねをしたいと思います。

最初に、厚生省の水道課長さんへ水道の件に關してお尋ねをいたしますが、現在上水道の、公営企業法の適用団体というのはどれくらいあるでしょうか。これはあなたの方に尋ねては少々間違いかと思いますが、あまり適用団体は多くないと思うのですけれども、あなたの方の御認識はどのようになっているのでしょうか。何かはつきりした数字がありましたらこの際承っておきたい。

○石橋説明員 水道法の適用を受けております五千一人以上の、いわゆる上水道と称しておりますもの施設数といたしましては一千九十三カ所、それから五千人以下百人以上の、いわゆる簡易水道と称せられるものは一万二千三百八十四カ所、それから専用水道と称せられるものは二千六百七十四カ所ございます。これは昭和三十七年の三月三十一日現在の調べでございます。これらのうち公営企業法の適用を受けておりますものにつきましては自治省のほうから御答弁願います。

○吉瀬説明員 お答え申し上げます。水道事業につきまして地方公営企業法の規定を適用しておる事業の数は、

三十七年の四月一日現在で三百九十四になっております。

○太田委員 それから厚生省の水道課長さんにお尋ねいたしますが、総配水量の中で適用事業にどれくらいな水が用途別に区分されておるか、この用途別、たとえば家庭用とか、営業用とか、おふる屋用とか、共同専用とか、あるいは官公署専用とか、学校用とか、工業用、あるいは船舶用、こういうふうな用途区分がありますか。この用途別の水の使用区分がわかりましたら、なると新しい統計をお答えいただけますかと思うのです。

○石橋説明員 水の用途別の全国の事業体を合計した数字は、目下のところございません。

○太田委員 わからないということですね。だれかわかる人が——公営企業課長の吉瀬さん、もしわかっていたらお答えいただきたいのですが……。

○吉瀬説明員 お答えを申し上げます。非常に概数でございますが、われわれのほうで調査をいたしましたものは三十七年度中の数字でございますが、大体系庭用の給水量が十五億トンくらい、それからそのほかに官公署、学校の用に供するのが一億八千五百万トン程度、それから営業用給水量が三億八千万トン程度、それから工業用の給水量が四億一千四百万トン程度、それから湯屋用の給水量は一億一千百万トン程度、そのほか若干小さなものがございまして、その程度に理解をいたしております。

○太田委員 ついでに吉瀬公営企業課長にお尋ねいたしますが、現在三十六年の統計でよろしゅうございますが、

トン当たりの価格、料金は幾らくらいになっていきますか。用途別にわかってい

たらば、概算でよろしいですが……。

○吉瀬説明員 いま直ちに手元でわかりませんが恐縮でございますが……。

○太田委員 それではあとでお答えいただくことにしまして、水道課長にお尋ねをいたしますが、現在上水道に對しましては補助金の制度はありませんでしたか。

○石橋説明員 補助金はございませぬ。

○太田委員 しかるに上水道は、公営企業特別会計でありますと、交通に次ぐところの赤字を出しておるわけでありませぬ。水道の普及というものはだ

いぶ進んでおると思えますけれども、さらにこれに拍車をかけるためには、これを全額起債にたよらせるというよう

な方法でなくして、厚生省において環境衛生の向上という面から見まして補助金制度をこの際つくってはどう

かと考えられるのですが、そういうお考えはお持ち合わせございませんか。

○石橋説明員 上水道につきましては、かなり経営の規模も大きくなりまして、独立採算をもって経営できるものといいたしまして、目下のところ補助金は考えておりませぬ。ただし五千人以下の小規模の水道につきましては非常に経営が困難なものと認められま

すので、四分の一の国庫の補助金を出しております。

らっしゃるのですが、その特別会計で

実はやっていけないのですね。いま私が申し上げましたとおり、これは一番新しい昭和三十六年度の統計によりますと、水道は三百二十二団体中七十

四団体が独立採算制度をとっておりますが、八億の赤字を出しておる。これは交通が六十億出したのに続きま

して、その他病院、下水道あるいは電気ガス等、そういうものに比べまして非常に赤字の多い事業なのです。水道

が赤字になるということは少々おかし

かかっています、そうして水道料金とい

うのが安くやらなければならぬ公共性

が強いので、したがって、独立採算制をとりますと赤字になるだろうと思

うのです。独立採算制というのが一つ

の水道事業の現状というものを的確に

示しておるのでありますから、水道とい

うものは独立採算で何とかやってい

けるだろうというふうな突き放して

ただきまして住民も困る、自治体も困る、関係企業体の理事者も困るとい

あるいは施設をできるだけ合理的につ

くるといふことによりまして、なるべく料金の安くなるような指導をいたし

ております。ただし補助金を国が助成

するといふ点につきましては、上水道

につきましては先ほど申し上げました

ように大体一本立ちができるというふう

に考えておりますので、目下のところは

考えておりませぬ。

○太田委員 厚生省としては、一般上

水道に補助金がないというのは、一本

立ちができるからという認定、認識の

もとに、補助金制度というのはおつ

りにならないか、また将来もその用意がないのだ、こういうふう

に理解してよろしいですか。

おりまして、たいへん失礼いたしました。したが、所管が三分の一の補助が出る。建設省では三分の一の補助が出る。終末処理場にも三分の一の出る。それから下水道にも三分の一の補助が出る。しかしこれも公営企業の対象にならなっており、あなたのほうも公営企業の対象にならなっている。上水道、水がきれいだとそれに対しては補助金を出さない。何とか一本立ちでやっていけるだろうということであり、料金を取って経営するということは、下水道も上水道も一緒なんです。両省において管轄が違くと、考え方が、補助金を出したり出さなかつたりというアンバランスがあるわけなんです。そういう点については今まで何か議論のあった点はないでしょうか。

○石橋説明員 下水道につきましては、一部の大きな事業につきましては、公営企業の適用を受けておるようでございますが、一般的に申し上げまして、下水道はきわめて独立採算のとりにくい事業でございます。と申しますのは、日本におきまして、まだ下水道に対して高額の料金を支払うという態勢ができておらないものでございますから、下水道につきましては財政措置が非常に苦しいというふうに聞いております。したがって、下水道につきましては、相当の助成が必要であらうというふうに考えております。

○太田委員 私ほうっかりしておりますけれども、下水道の補助は確かに建設省ですけれども、環境衛生という点からいくと厚生省だと思込んでいまして、厚生省は全然関係ないんですかね、下水道には。どうですか。

○石橋説明員 下水道のうち終末処理

場と申しまして、下水を浄化いたしまして河海に放流いたします施設につきましては、厚生省が所管いたしてあります。それから下水の管渠につきましては、建設省が所管をいたしてあります。

○太田委員 したがって、終末処理場については、あなたのほうは三分の一補助なされるわけですね。そういう下水道の終末処理場は金がかかるから三分の一補助を出そう。なかなかやりにくいから、一本立ちができないから補助金を出そうというならば、上水道においても、これまで水源の施設につきましては井戸の開きもありませんし、そのわき出ました水が、もしも飲料水に適さないような要素を若干でも持っておるとするならば、その除去装置というのものも、科学的な装置も要するのだからと思えますから、それはちょっとやそっと、簡単に上水道は一本立ちできるだろうとおっしゃっていただいても、これはどうもちょっと実情に合わないような気がするんですが、その点はいかがでございますか。

○石橋説明員 上水道につきましては、下水道に比較しまして非常に普及が早かった関係もございまして、相当多くの都市が、すでに古い償却済みの施設を相当有しておる関係もございまして、特別の助成をいたさなくても何とかやっていけるという態勢になっておるといふふうに考えております。

○太田委員 三百九十と四という、約四百近い下水道があって、その中の二割ぐらいのものは赤字であるというのだから八割近いものは何とかやっていけるというところは、これは事実をう

うことは言えると思えます。けれども、二割からのものが赤字であるというところは、その赤字の企業体としては非常な苦心をいたしておるの、それぞれ上水道を布設するのいろいろな条件がありまして、悪条件があつてそういうことになると思つて。したがって、あなたのほうの上水道の担当省としまして、上水道は一本立ちできるといふものもかたい御信念があるならば、赤字のところを赤字にするという、こういう何かたとえれば一つの経営方針というものが、あるいは何か御忠告なさる、この点を改良したらいいだろうという御意見もあると思つて。赤字の問題については、二割からのものが赤字であるということについては御承知でしょうか、それに対しては何か御意見があるのですか。赤字のものを黒字化するについては、この点はこうしたらいいんだ、あるいはそれは経営者自身の、あるいは管理者自身の経済性の探求の不足に原因しておるのであるとか何とか、御意見がありそうな気がするんですが、一本立ちできるといふあなたの御意見に基づきまして、赤字団体に対する御所見はいかがですか。

○石橋説明員 水道の現在の料金態勢でございますと、当初の建設費に必要といたしました起債の償還金を年々料金から支払っていくわけでありまして、この分の要素がかなり大きい関係もありまして、一時的に非常に経理が苦しくなるという年度はあるわけでございますが、長い目で見ますと経営のパランスがとれるものというふうに考えております。

○太田委員 吉瀬公営企業課長さんにお尋ねしますが、いまの話から、いわゆる上水道は約二割強の企業体が赤字であるというこの実態は、いま水道課長さんの申されましたように、起債の償還金の重圧によるところの短期の現象である、こういう御意見に御同意でありますか。

○吉瀬説明員 この水道事業の赤字は、先生の御指摘のように七十四事業になっております。全体としては、三十六年度の末では八億二千万の額であります。その額に比べて事業の数を考えてみますと、ほかの交通あたり等から見れば、赤字の状況は、個々の企業は別として、総体的には、一事業平均でとりますと、それほど大きな赤字ではないかと思つては、いま水道課長の言われた点も赤字の一つの原因になっておるといふように考えております。

○太田委員 もうちょっとそれを突っ込んでいきたいのですが、一つの原因ならば二つ目の原因は何でしょう。

○吉瀬説明員 これはそういうような建設改良する際に、資産を取得していろいろ事業をやつてまいる、そういう際の事情が一つの原因になるといふ場合もありましょうし、それから実際の個々の事業体が経営を始めるにあたりまして、いろいろ仕事を具体的に進めていく計画の進め方、また赤字の原因を生ずるような経営のやり方によつて、それが原因になることもあり得るか、そう考えております。

○太田委員 奥野局長さん、いま二人の話から、上水道に關しましては、これはどうもいまさら補助金制度の設定というの何だか実情にかえて即

さない、これはあくまで独立採算制で推進をしていくのが妥当であるというふうな結論になっていくのですが、起債の重圧ということであるならば、なるべく低利の起債をあっせんするということになっていくでしょうか、そういう解決の方法もあるのですから、起債ということだけに原因があるとするならば、何らか解決の方便がありそうです。したがって、補助金制度というのはあなたとしてみても、やはりこの際上水道は現状のままでもいいというふうにお考えになっていらっしゃいますか。

○奥野政府委員 水道事業について國の援助を多くしていきたいというお気持ち、非常にありがたいことだと思つております。ただししかしながら、國費を使う場合にどこに使うことが國民全体にとって最も適切かという問題、これは別個にあらうかと思つて。もう一つは、國費が出されるといふと、それが水道事業を将来伸ばしていきたい場合の一つの規制になるかと思つております。ふんだんに出せるならよろしいのですが、必ずしもそうはまいたしません。としますと、國費を出すことがかえつて水道事業を伸ばす規制になってしまふはせぬだろうか、こういう心配も持つわけでありまして、独立採算に徹して必要な資金は地方債をつけていくというほうが、水道事業を伸ばしていくべき場合にはむしろ適当ではなからうか、こういうふうな考え方をいたしておるわけでありまして、赤字の額でございますけれども、収益全体が六百億円内外でございますので、八億円という数字は大きいようですが、全体の一分前後でございます。同時にまた職員給与改定をす

る、自然どうしても料金を改定しなればならないという事もあるわけでごさいますけれども、料金改定がおくれている、その過程において赤字が出るという場合もございまして、私たちが水道事業の赤字についてはそれほど深刻な問題とは考えていないというところでございます。ただ問題は何かないのかとおっしゃいますと、それは考えていないわけでありまして、やはりできる限り低利長期の安定した資金を豊富に供給するようにしていきたいかなければならない、かように考えているわけでございます。その場合に、起債の資金についてはなるたけ施設の耐用年数に償還期間を近づけていくということが必要であろうと考えているわけでございます。政府資金につきましてはかなり償還期間が長いわけでございますけれども、公営企業金融公庫の融資にかかりますものの償還期間が短いものでありますから、ぜひこれを延ばしたいということ、政府部内で現在話し合っている最中でありまして。

○太田委員 そので公営企業課長さんについてお尋ねしたいのですが、家庭用の水と工業用の水というのは料金はどうなっているのでしょうか。どれどれくらいの比率になっていまして、片方はどれくらい、片方はどれくらい、最近の全国平均の統計、何かありませんか。

○吉瀬説明員 どうも恐縮でございますが、家庭用等につきましては、各自自治体においていろいろ現実に料金の差があるという事はわれわれ承知いたしておりますが、家庭用なりそのほかの水道につきましても、トン当たりの単価というものは、いま手元に資料を持

ち合わせておりませんので……。○太田委員 水道課長さん、これはちょっと他省に關係することでも悪いのですけれども、工業用水道というのは最近非常に問題になっていまして、工業用水に対しては新しい立法として至れり尽くせりの保護があるわけですが、地下水くみ上げの規制等に關連をしまして、ある程度補助とか保護があつて別に差しつかえないのですが、単価は安いし、建設に対しては援助はあるし、全くとって工業用水道というのは、使う人が大法人であるだけに、少々一般市民から見ると割り切れない気がするのであります。あなたのほうは、水道だけは一本立ちでいきなさい、いわゆる水道料金というものは安ければ高くしていきなさい、従業員の給料が高ければあまり上げないようになさい、というものを基本にして、何とかペランシートをつくっていきなさい、こういうことなんです。どうですか、古い水道法というものを今日の新しい立場から考えてみるという事は、起債といたつただけのものじゃありませんから、政府資金ということでも、返さなくちゃならない。しかも利子をつけて返さなくちゃならない。そういう点から考えまして、上水道というものを対する今日の割り切り方は、急激なる都市の膨張に備えて、都市の住民の保健衛生の立場から考えて、生命を守つてやるという立場から考へて、その普及をはかる場合は、単に低利の起債に待つては、ななく、いっそのこと、思い切つて工業用水道

と同じように補助をなすべきではないかという気が市民の側からするとするわけですが。この点いかがなものでしょうか。

○石橋説明員 工業用水道につきましても、地下水のくみ上げによりましてこの地盤沈下を防止するという国土保全の観点から補助金が出発したというふうな聞いております。先生の御指摘のように、工業用水道と上水道を比較いたしますと、その点にちょっと問題があるかと思つていますが、工業用水道は新しくできた事業という点もあるのではなからうかというふうな私どもは考えます。

○太田委員 おっしゃるとおりの見解を私も持つています。新しくできた法律だから新しいものだ、いわゆるおじいさんの時代に着たモーニングは、今日われわれは着られないというわけですから、それに合はなさい、性質に合はなさい、そのときそのときの文化水準に合はなさい、生活水準にも合はなさい。すべて水準のレベルが違つておるし、規格が違つておるから古いものは合はなさい。古いもので今日なお合つておるのは骨とう品以外にないでしょ。骨とう品は古いほどいい。しかし法律の中に盛り込んでおる精神とか理念というものは、新しい時代には新しい時代に即応する法があつていかなるべきではないかと思つて。工業用水というものは地盤沈下を防止するといふ、国土保全のためのたてまえからいけば、いま井戸を掘つておるのはいくらも上げをやめなさいといつておる以上、片方に補助することになつたことは当然だとわれわれは考へて、そのほうに異議は申しません。けれども、上水

道、人間が命を全うするための水というものは、元來ただで供給すべきものではなからうかと私は思ふ。国民が命を保つための飲み水だけはただでいいと思ふのです。あなたたちはそろそろスモッグ対策に取りかかつて、いぢらっしゃるようでありまして、健康上必要な空気を供給するために空気の中にある不純物を取り去るためには、あなたたちは市民なり国民から料金を取つてしようとお考えになつていらつしやらない。道路をつくる場合にも、これは一部分においてはそのまわりの人たちから負担金を取られる場合もありまして、けれども、あなたは道路を何回歩いたから幾ら取りますというふうなことはおっしゃらない。大体道路通行無料の原則がある。空気を吸うにも無料の原則がある。それならば水を飲むのにも無料の原則があつていいじゃないか。こういう気がするのです。だから水道料金を上げてバランスシートをつくるといふことは、少々過酷なやうな感じがする。だから一本立ちでやつていけるだろうといふことは、国民の側から見ますと少し涙がないといふやうな感じを受けるのです。厚生省といふのは非常にものわりのいい省であつて、国民からいわせると比較的いいのです。医師会からは文句を言われておりますけれども、国民の側から見ると味方になつてくれる省だと思つておるのです。ところが上水道に対しては一本立ち、一本立ちとおっしゃつて、工業用水道はほゞ補助金を出さないといふことは、片手落ちのそしりを免れない。これは考へ直していただきたい。これは課長さんに申し上げても無

理なんです。奥野さん、ひとつ自治省の公営企業をやつていらつしやる中で八億くらいの金は何でもないとおっしゃつたが、八億という赤字はそつたしい問題ではないのじゃないか、いまの飲み水無料論から出まして、將來無料論に近づくやうな努力をあなたになさる決意がありますか。厚生省は一本立ち、一本立ちとおっしゃつておるでしょう。だから水源費用は特別会計に入れない、上水道の中に入れない、切つちやう。下水道は、終末処理場を切るがごとく、水道管の中間だけなら中間だけとか、公営企業の対象とする資金並びに施設というものはもう少し何か限定をいたしまして、なるべく飲み水無料の原則に近づく努力をなさるべきであると思つていますが、それはどうですか、同感ですか。

○奥野政府委員 先ほど申し上げたことを若干ふんざしていただきたいと思います。補助のしかたにもよるわけでございますけれども、補助金制度をつくることにかへつて水道の普及を規制することにはせぬか、こういう心配を申し上げたわけでございます。昭和二十九年までは上水道に對しましても国庫補助制度がとられておつたわけでございます。補助制度がございまして、どうしても補助金待ちといひますか、補助金をもらうことに地方団体が専念する、補助金をもらつて初めて事業をやると、こういうやうな依存的な氣持が非常に強くなつてくるわけでございます。それがふんだんに出るならよろしいわけでございますけれども、必ずしもそうはまいりませんので、自然規制する働きを持つては、ななく、私が申し上げたわけでございます。現

在水道の普及率はたしか五〇%くらいだと思ひますが、国民の健康を増進する、その他の意味におきまして、水道の普及という事は非常に大切なことだと私は考へておるわけでございませう。そうしますと、独立採算で自まかないでやうていく、計画を立てた団体は、どんでんやうていけるんだという態勢にしておいたほうが普及するのじゃないかと考へておるわけでございませう。ただ水道料金が非常に高くつくところが出てまいりませう。水源池が容易に得られないとか、人口密度が疎であるとか、いろいろの事情がございませう。簡易水道はそういう点でございませう。程度補つておると思うのでございませう。そうでないところは、一応やはり自まかないでやうていく計画を立てれば、自分の責任で遂行していくのだという態勢にしておいたほうがよろしいんじゃないかと考へておるわけでございませう。そういう意味において太田先生非常に心配していただいているお氣持はありがたいのでございませうが、やはり水道は普及されたほうがよろしいんじゃないかという氣持を持っておりますために、あまり国庫補助制度を復活することは賛成しがたいという考へを持っておるわけでございませう。

○太田委員 補助金をつけるのも善政、補助金をつけないのも善政、世はまさに善政時代でございませう。あなたのおっしゃる通りに水道が普及いたしまして、そして多数の方が衛生的な水を飲んで命を長らえる方策を政府として考へていく。あなたのおっしゃる通りに、金にあやつられて命を粗末にすることはまずいことと考へておる。この点は同感でございませうけれども、

逆に利用料の引き上げによりまして生活費の圧迫にならないように——水道料金のことについてちよつとお答へができませんから私もよくわからないが、できるだけ低廉なる料金によつて、できるだけ水道無料の原則に近づけるようなことをひとつ考へていただきたい。上水道については以上で終わります。

○吉瀬説明員 先ほどの御質問に対してお答へを申し上げます。

一例的に申し上げますと、家庭用とが営業用のそれぞれ料金におきましては、たとえば東京都の例を申し上げますと、これは三十六年度の末の例でございませうが、家庭用では基本料金が十立方メートル四十円、それから超過料金が二十円というふうなき方でございませう。それから営業用につきましては、基本水量十立方メートル四十円、それは一階でございませうが、超過料金が三十二円、これは一例でございませうが、とりあえず御報告申し上げておきます。

それから全体的にわれわれのほうの全部の資料によりますと、たとえば水道はいろいろの用途がございませう。家庭用とか、官公署用とか、営業用とか、先ほど申し上げましたような用途がございませう。それをおしなべてトン当たり何ぼくらいになるだろうか。概数でございませうが、トン当たり大体二十円という数字が出ております。

○太田委員 水道料金は安いようだが、一般の事業用の水と比べてみますと、それと比べてみますと、これはできるだけ安くしていただきたい。上水道は以上でとめます。

病院のごとくお尋ねをいたします。医務局長さんからお答へをいただきます。

と思ひますが、医療法によりまして、国庫補助の道がありませう。設置に要する費用の一部を補助することができるといふのでありませうが、実際はどんなぐあひになっておるのでしょうか。

○尾崎政府委員 都道府県市町村の持つております医療機関といたしましては、大きく分けますと病院と診療所と、この二つあるわけでございませう。

いまお話しした病院関係では、一般病院と精神病院、結核、伝染病というふうな特殊病院、この二つに大きく分けられるわけでございませう。一般病院に關しましては、おもに都道府県市町村の独自の経費におきましてやうておるものと、原則といたしてございませう。起債の關係をお世話をしておる、こういうこととでございませう。ただベッド数がぐくなくない地域、一つの保健所で病床がない地域、また病床があつてもきわめて不足しておる地域に對しましては、この開設費の一部を補助するといふようなこととしてございませう。大体六千八百万くらいだつたと思ひますが、補助金を持つております。それから一般病床のうちでも、ガンとか小児病、こういうふうなものにつきまして、いまから發展をさしていかなければならぬといふ立場から、ガン、成人病に對しましての病床の新設に對しまして今後補助する。これがおのおの二千万足らず、合計四千万足らずであつたと思ひませう。

それと、あと精神病院、伝染病院につきましては、これは公衆衛生局からのほうであります。補助金もございませう。なお、診療所に關しましては、特に僻地に對しましては医務局の方から

補助金を出すことをやうております。が、病院といふことでお尋ねでございませうから、病院の關係はそういうこととでございませう。

○太田委員 地方公營企業法によりまして病院を独立採算で經營させるということについては、あなたの方としては、これは医療法の精神に合致しておると思ふかどうか、この辺の御見解をひとつ承りたい。

○尾崎政府委員 医療關係の仕事が、ほかの一般の開業医の方々と同じような状態である現在の制度におきまして經營されておるから、必要に応じて發展を遂げていくことができるような状態に一応たてまえていたしましては、保險の点数、医療費が考えられねばならないわけがございませう。そういうふうなことから、都道府県市町村の病院も、大体独立採算でやうていけるのがよいといふことは一般論として言えると思ひますが、しかし、都道府県市町村の病院につきましては、またその独自の役目もございませう。採算を度外視してもやうていかねばならぬいろいろな役割もあるものでございませう。またさらに近代の医学の發展に伴ひまして、やはりその地区の高度な医療を行なうための諸設備は、一般の医療の採算ベースにのらないものもやうていかなければならぬといふところも、府県市町村医療機関には持たされておると思ひませう。そういうふうな観点から申しまして、独立採算制をとること自体は必ずしも望ましいことではない、こういうふうな思ひませう。現に今度の法改正におきましても、独立採算は病院關係にはとらないようになつ

ておると理解しておるのでございませう。

○太田委員 この間御説明いただきました病院の關係の御統計、六十七病院中二十九病院が赤字でその金額三億円といふのが三十六年の統計だと思ひました、その六十七病院といふのは公營企業法を適用しておる病院の數でございませう。

○吉瀬説明員 その通りでございませう。適用している企業に對して、全般的にこの間御説明を申し上げました。

○太田委員 ただいまの局長さんのお話から見ますと、病院はやはり病院という特殊な事情から考へましても、医療法の立法の精神から考へましても、あまり公營企業だといふふうな精神を持ち込むことはまずいことである、こういう御返事と承りましたが、それでよろしゅうございませうか。

○奥野政府委員 ちよつと私から補足させていただきます。地方公營企業法の規定の中で、独立採算に關する規定が十七条の二として掲げられておるわけでございませう。今回地方公營企業法の財務に關する規定の適用範圍を廣げるわけでございませうけれども、財務に關する規定のうち、この独立採算に關する部分だけを除いておるわけでございませう。要するに企業會計に準じた經營をやうておらうといふこととでございませう。病院でありましても、經營成績なり財政状態なりが、それらの經理に關する帳簿を見るだけで一日りやう然とするといふふうな經營をしてもらわなければならぬ、こういうふうな考へ方を持つておるわけでございませう。

そのことと独立採算といふことは別問題だ、こう思つておるわけでございませう。

す。独立採算は自分の収入だけで自分の経費をまかなっていくというところが建前でございましょう。しかしながら一般会計がある程度援助いたしまして、援助してもらった金をもって経営をしていく場合に、大幅帳式の経理をするか企業経理をやっていくか、やはり企業経理をやった、経営成績が明確になるようにしていかなければならぬのじゃないかということが今回の趣旨でございまして。

○太田委員 奥野さんにもうちょっとおっしゃっていただければ私も誤解が解けるのですが、もう少しそれを突っ込んでまいりますと、病院経営ということに対しては、それは特別会計を用いるといたしまして、独立採算という精神だけは持ち込まないのだ、こういう思想であるというふうにはっきり理解してよろしゅうございませうか。

○奥野政府委員 独立採算に関する規定は、地方公営企業の特別会計においては、その経費は、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならぬ。ということでございます。その規定は適用しない、独立採算の考えを持ち込まないのだと言われると、ちょっと語弊があるかと思うのでございませう。やはり経営に当たる者は、できる限り独立採算的な気持を持ってやってもらう必要があるかと思っております。ただ病院事業の中には、いまお話がありましたように、中心病院として施設を整えていかなければならないとか、あるいは看護婦の養成をあわせてやっていくとか、いろいろなことがございませう。そういう分は当然一般会計で負担してしかるべきだ、こう考えておる

わけでございませう。

○太田委員 したがって、厚生省のほうにおいては、特殊の病棟の施設あるいは医療不便なところの、僻地の施設に対して補助金を交付するということが、貧弱団体に対する病院設置の容易なる道を開くことであらうと思っております。あるいはまた医療の水準を維持し向上することだらうと思っております。そこでそういう思想であるとするならば、自治省におきましても公営企業法のある特殊な条文は適用しない、適用しないが、独立採算のような考え方、いわゆる経営思想というものは、経済性追求ということも必ずしも否定はしないとおっしゃるのですが、そういうことだとえ切らないと思う。いっそのこと厚生省のおっしゃるように、僻地などにおきましては、採算などということは全然度外視してよろしい。それからまた一般的に病院の施設あるいは改良、修繕等、償却に類するものは、一般会計が負担してもこれは別に差しつかえないんじゃないかという思想で自治省はいらっしゃると私は思うのですが、それでいいんでしょうか。

○奥野政府委員 病院を運営して赤字が出れば、その赤字は全部一般会計がしりぬぐいするんだというふうな安易な気持で病院経営に当たってもらっているのは困る、こういう意味で申し上げておるのであります。そう大きな隔たりはなからうと思っております。私たちが病院を運営していきまます場合に、どの部分は自まかないでやっていき、どの部分については一般会計で負担してもらおうと、はっきりしたけじめをつけて経営の出発をすべきだ、こう考えるわけ

でございませう。その場合に一般会計の負担に属するものが、いささかもあつてはいいないんだ、こういう考え方はわれわれは毛頭持っていない。しかし病院によりましては、一般会計の負担に一切よらないんだ、そういうことでは出発できる病院もありません。それならばそういう状態で出発してもいいと思っております。しかしまた別途いろいろ事情もあつて、施設を負担するということもあつたりしまして、ある部分の一般会計で持たなければならぬものもあるということを出発する、これもけっこうじゃないかと考えております。先日この委員会でも申し上げましたように、病院経営につきましては先ごろどういふような態度で経営していくべきかというふうなことに、一応調査会の結論も出ておりますので、そういうような趣旨でわれわれは病院経営にあつてもらおう、こういう気持ちを持っておるわけでございます。

○太田委員 医務局長にちょっとお尋ねしますが、しからば地方におきまして、病院などで非常に施設が古い。木造の建物であつて、そしていかにも病院くさくて、何か薬がしみ込んでおるだけでなく、病気がしみ込んでおるのじゃないかと疑われるような、古い陰気な建物がたくさんあるわけでありませうが、そういう病院の施設をりっぱな近代化的ものに改良しようとしたときには、厚生省としては補助なり何かの道があるのですか。

○尾崎政府委員 まず建物の新設とかまた改築の場合の資金の問題の前に、病院経営についての独立採算の考え方についてでございますが、これにつきましましては、いま奥野局長からお話がございまして、病院だから採算を

度外視していいんだという立場はやはり医務局としてとらないで、どういふふうな経費がどれだけ出ておるかという經理の状況、収支の線は明らかにおくべきじゃないか。そしてこの線については、当然一般会計が持つべきだという立場を出すべきではないか。またその経営ができるだけ合理的に行なわれるように、経営の状況を分析できるような会計方式をとるべきじゃないか、こういうふうなことをお聞きして、自治省とこの問題をいろいろ相談しておるでございます。

いまお話の建物の問題でございますが、これにつきましては先ほどお答えいたしましたように、一般病床につきまして、病床が足りないというところに対して、これはいろいろその地域の状況で建てにくいんだらうということ、それを勧奨いたしますための補助金、はなはだ少額でございますが、八千万円くらいの補助金を持っております。それからガンとか小児病の専門病院をつくるというふうなことを推進いたしますための補助金があり、また精神病、伝染病につきましては、特殊な立場から公衆衛生局のほうで成規の補助金を持っております。そのほか、あとは各府県また市町村の力でやっていたらどうかと思つて、それに對しまして起債の関係を特別地方債といたしまして、たしかワタが三十七年度は七十七億か七十八億くらいのワタを持っておりまして、そのほうでやっております。このほうの建てました病院などは、減価償却等は原則といたしましてはやはり病院の経費である程度考えていくべきじゃないか。

しかしなかなか経営状態が苦しい場合もありましようしするもので、一部はやはり一般会計から持つてもらわなければいかぬこともあるだらうというふうな立場でいろいろ自治省と折衝いたしておる状態でありませう。

○太田委員 前のお答えに対する詳細なる御意見の御説明がまたあつたと思つたので、そういうことでやっております。そう思うのですが、しかし七十七億に對して八千万とか六千八百万というふうなことは、その単位がやはり一けた違うわけなんでありまして、少し少な過ぎると思つたので、この補助金が少ない理由というのは大蔵省に原因があるのだから、あなたの方を責めてもしょうがない。あなたの方は多々ますます弁するで、できるだけたくさん補助金を出したいと思つたのですが、大蔵省のほうはそういうことに対してあまり理解がないのじゃないだらうかという声がありますから、松川主計官がいらっしゃいます、松川さんどうでしょう。病院などに対する資金というの原則として一般会計から出す、ないしは独立採算ではないが、病院経営ということでは、最大限の努力をするのだが、しかしその償却並びに新しい建設資金というのは足りないのではありませんか、そういうものは起債ということになれば、その重圧がありますから、極力補助金をふやす、こういうことに重点を置くことが医療施設の向上ということにつながると思つたのですが、その点について大蔵省としてはどうお考えになつておりますか。

○松川説明員 実はただいまの先生の御質問に對しましては、別の主計官が

御質問に對しましては、別の主計官が

担当いたしておりまして、私がお答えするのはちょっと筋違いかと思えますが、もしお差しつかえなければ、私補助金全体の方を非常に具体的ではございませんが、大蔵省の考え方を御説明させていただきます。

ただいま問題になっております補助金でやるか融資でやるかということになりますと、財政当局の立場から見ると、御承知のように融資であれば、それを償還しなければいけません。償還の財源は、それを利用する人または設置する人、その間のいろいろな形があらうかと思えますが、そういった経過をとりまして実際の金が動くわけでございます。補助金でございます。

かりにこれが国庫から出るといふことになりまして、これは国民全体が税金として納めましたもの、これが形が変わって出ていくわけでございます。したがって、ただいま問題になっております病院のような場合に、一体それを直接受益する人が負担するのがいいのか、それとも広く国民全体が負担をするのがいいのか、こういう問題になるかと思えます。ただ補助金の場合には、もう一つ別な意味で財政的な苦痛を緩和するという作用がありますので、特にただいま医務局長のほうからお話がありましたような、たとえば僻地の診療所であるとか、そういったところにつきましては、そういった財政的に負担を緩和するという意味で国民全体が納めておるところの税金のほうから補助金を出すとこの考え方があろうかと思えます。現にその趣旨の補助金がついておるわけでございます。

また、これは伝染病とか、そのほか一般公共にも広く迷惑を及ぼすかもしれないといった特殊の病気に對する医療施設につきましても、同じような観点から補助金が出ておるわけでございます。ただ一般的に地方公共団体が運営しておる病院、これについてどちらがいいかということになりますと、一長一短ございまして、私どものほうの現在とっております考え方は、やはり直接その受益者の方が当面その負担をするのが適当であらう、こういうふうにご考えておる次第でございます。

○太田委員 松川さんのお話は一般論です。大抵利用者が負担する、いわゆる受益者負担ということも考えられないわけではない、その御説明はわからぬわけではございませんが、事、病院に關して考えますと、ちょっとばかりいまの受益者負担、病人に負担せしめるという考え方は納得がいかなしい。私は医療というものは國營でいいじゃないかと思つております。このごろ民營の医療機関に對して、医療金融公庫ができて、国家資金が融資されるという道が、昨年ですか、一昨年から開かれました。これは非常にけっこうなことだと思つて、それによつて民間の医療施設はどんどん伸びて、非常によくなつてきた。市民病院とか、民間の経営する医療施設のほうが見劣りがするくらいにこれらの民間の施設はよくなつてきてつづつあるわけですね。しかし利益者負担ということになれば、病人に負担せしめなければならぬ、というところは厚生省はきちんと一つの基準をつくつていらつしやる。ですか

らむやみに、あなたは金持ちだからもつとたくさん置いていきなさいというわけにいかぬ。そこで病人というのは、これは伝染病とかいろいろ社会的な病気がありますから、必ずしもかかった者が悪いというわけではありませんで、尾崎医務局長さん、地方の貧弱な団体に、医者も来ないようなところに安い給料で診療所を建てさせるとか、けちなことを言わないで、そういうものは公營企業のものにしないで、全部國營にする。民間のものがあつてもよろしい、そういうものもあつても一つ、医療國營というふうな必要から、病院の経営も厚生省直轄の國營でやつてはどうか。その御研究をなさつたことがあるでしょう。

○尾崎政府委員 医療の問題につきましても、全部國で医療機関を經營したらどうかという御質問でございますが、國民皆保険のこういうふうな状態になつておられますから、そういうふうなことも、あるいは考えられないではないと思つて、しかし現在日本の置かれておられます自由開業制度、これが根幹になつて、いままで発達してきた医療でございますので、そこまですべて切つた考え方は検討したことはないわけでございます。また、外国におきまして医療が國でせられておられますところ、發展がよくなつて、官僚的な医療だとか、發展がよくなつて、官能率が悪くなるか、いろいろな弊害もあるやに聞いておられますけれども、そういうような点、十分のうちに研究しておりませんが、いままでの一つの研究課題かとも思つて、いま

ことは考えておらないわけでございます。○太田委員 建設省都市局の鶴海参事官がおいでになりましたから、先ほどの質問途中でありました下水道関係のことについて、ちょっと質問を続けさせていただきます。

鶴海さん、あとからおいでいただきたいのは、下水道の事業というものはどうもあまりもうからないようにありますし、金が非常にかかるし、これはどの下水道も赤字ばかりというふうな状態のように見受けられるのでありますが、どうでしょう。三分の一補助というものの確性、ちょっと足りないのじゃないかと思つて、先ほどと下水道については補助金を増されるのが適当ではないかと思つておられます。いま松川さんの補助金一般論からいいますと、受益者負担ということになるのは補助金を出さないとする用語でございます。ですから、補助金を出すとを別にいいます必要はない。受益者負担といふならば、下水道の完備しておる都市にだけ、何もしないで住んでおる人だけにはありません。その都市に往來する者全部に關係があるので、受益者といへば、国民全部でありますから、その国民に受益することから、うんと補助金を出してもいいじゃないか。三分の一と言わないで、もっとよやしたらどうですか。あなたの方は三分の一とおっしゃるから、奥野さんのほうも逆算して、次の起債といふことになるので、起債の推定をなさるわけですから、それは、三分の一といふことも少し引き上げて、二分の一とか四分の三とか、そういうふう

うに引き上げるべきときじゃないかと思つて、いかがですか。○鶴海説明員 下水道の整備が非常に急務に整備しなければならぬという考えから、本年度より五カ年間の整備計画をつくりまして整備の促進をはかるということで、実は法案を厚生省と共同で出しておるわけでございます。そういうわけで、近々につくりたいという段階でおるわけでございますけれども、実はこの下水道整備の財源の問題になりまして、いろいろ問題がございまして、現在は御指摘のように三分の一の国庫補助をしておるわけでございます。この下水道等の整備につきましては、先ほど来話にのほつておりましたような受益者負担ということも考えてやつておりました。都市によつて違いますが、四分の一とか三分の一とか程度を受益者負担として取つておる都市も相当あります。これは下水が整備いたしました、従来排水の悪かつた土地が排水がよくなるか等の受益があることは明瞭でありまして、そういう意味で受益者負担を取るといふことも適当であると考えておられます。そういういろいろの財源をあわせまして、下水道の整備をやつていきたいというふうにご考えておられます。現在のところ三分の一の補助をさらさら引き上げるといふことは考へておらない段階でございます。

○太田委員 鶴海参事官のお答えの点、それは無難なお答えですけれども、下水といふものは、排水がよくならないけれども、一体一番多く下水を利用するのは何だといつたら、意外に工場であるとか、個人よりも法人の場合が多いのではないかと。もう一つは、

○太田委員 鶴海参事官のお答えの点、それは無難なお答えですけれども、下水といふものは、排水がよくならないけれども、一体一番多く下水を利用するのは何だといつたら、意外に工場であるとか、個人よりも法人の場合が多いのではないかと。もう一つは、

○太田委員 鶴海参事官のお答えの点、それは無難なお答えですけれども、下水といふものは、排水がよくならないけれども、一体一番多く下水を利用するのは何だといつたら、意外に工場であるとか、個人よりも法人の場合が多いのではないかと。もう一つは、

罪なき天というのがありますね。天から雨が降るのです。雨というのがみんな下水に行くのでしょ。雨に罪を科さないとするならば、コンクリートははいで、天から降った雨は全部地球に吸い込ませればいいのです。それを下水管に流し込むものだから、下水管の容量は大きくなって、それがまた最後の終末処理場まで影響してくるわけですから、地域の特定の番地に住んでいる住民だけというのはいささか問題だと思ふ。だから、極力補助金をふやすというの、今日のような事態において当然だと思ふのです。それをあなたのはりの主管省があまり小さくなって、三分の一以上に引き上げることにあまり熱意をお示しにならないと、大蔵省は何も無理に出したくないのですよ。これは松川さんがいらつしやるのですが、松川さんはそんなことはないと思ふのですが、世評によると、あまり出したがらないという評判なんです。だから、あなたのはりは、必要なものは必要だと思ふし、三分の一だと思ふし、自治省は三分の二というように逆算されてしまつて、地方自治体が三年でやるのは五年に延びてしまふ。困るのです。なるべく三分の一というのを引き上げるように私はしてもらいたいと思ふが、新しく計画をブッシュされておるといふお話でございますから、その計画の中にひとつほんとうに躍進的な思想でも盛り込んでいただきたいと思ふのです。

○菅野道部長にお尋ねいたします。都市交通というものが地方公營企業で最大なる赤字のもとでありまして、三十六年度六十億円の赤字を出して、一体どういふ方針をもって運輸省としては指導していらつしやるのか。現在のところ、東京都におきましては、民営と営団組織と東京都という地方公共団体、この三つのものに、さらに国鉄が加わった四者がともえとなつて交通を担當しておるわけでありまして、しかも、それでもどうも需要に追いつかない。しかもその中におきましては、都市交通におきましてはほとんどが赤字だといふことをいわれておるが、一体運輸省の指導方針はどういふ方針でございますか。

○佐藤(光)政府委員 都市交通における高速鉄道の状況でございますが、先牛御指摘のように、路面輸送の混雑、輸送需要の増大ということで、その対策としては、まず急速に高速鉄道を整備する必要があるという点におきまして、運輸省に設置されております都市交通審議会等に諮問をいたしまして、その高速鉄道の整備計画をつくりまして、その実施を推進いたしておるところでございます。われわれとしては、一日もすみやかにこの計画の高速鉄道の完成をするという観点から種々施策を講じておるといふ現況でございます。

○太田委員 部長さん、このようなこととはあまりはつきりおっしゃっていただくことは困難かと思ひますが、都市交通の経営の一元化という問題については、運輸省としては、何かはつきりした方針があるのでしょうか。

○佐藤(光)政府委員 いまの先生の数字をちょっとあとで正確に照合してみなければなりません。お伺いした数字は建設に要した資金総額を先生、おっしゃっておられるのじゃないかと思ふのです。したがって、営団につきましても政府資金のほかに、御承知のように公債、増資による自己資金、市中借入れ等がございます。その合計額が大體いま先生のおっしゃいました金額に見合う数字かと存じます。したがって、先ほど私が申し上げました資金の調達につきましては、総体の実績を振り返つてみますと、都が始めました三十一年当初、地

下鉄の建設に東京都管において投入せられ、また資金総額は四十四億でございますが、先ほど来お話しがございましたように、三十八年度の計画においては営団において二百三十億、そのほかにお話しがございました約百億、そういうような全体の資金量になるかと存する次第でございます。

○太田委員 資金がどんどんふえていくということは、政府資金であれ、民間資金であれ、出資団体の資金であれ、別にとにかくのことは問いません。現在東京都の地下鉄だけを例にとりまして、東京都の交通をどうするかということについては幾多の審議会の答申もありますが、地上交通から地下交通へと移動させられつつあるように思うのです。しかしそれはそれといたしまして、運輸省の民営鉄道部長といたしましての御見解を承りたいのは、いわゆる公営企業としての都市交通というのをおしなべて赤字であるということと、その赤字を克服する方法は何だということ、経営の一元化という点について、一つの目標があるわけですが、それに対して運輸省としては一体どうお考えになるのか。あなたは民営鉄道部長でいらっしゃるから、あなたが悪いかもしれませんが、運輸省の立場からおっしゃっていただきたいと思っております。民営という言葉がついておられますから、あなたが公営企業の反対側の公述人としておいでになったようにみなが聞きますとまずいのですが、運輸省としてひとつお答えいただきたいと思っております。バスも電車も赤字だ、もちろん地下鉄も赤字だ、そこで交通一元化ということがこれを解決する処方せんだ、この考え方に對して運

輸省としての的確な御意見ですね。○佐藤(光)政府委員 経営主体を中心として公営企業のあり方のお尋ねでございますが、われわれとしてはそれぞれ関係の事業法規によりまして免許等の措置をとって現在運営をせられておるのでございまして、それについて特に経営主体についてどうこう特別に考えるということもございませぬし、それからこれを一元的にするのがいいかどうかということも、個々の具体的な問題であるかと思ひまして、先ほど来申し上げておりますように、東京につきましては都市交通審議会でも慎重に御検討を願っております。この答申をいただきましてわれわれとしても将来の地方鉄道のある方を見きわめて行政をしていくという考え方をとっておるわけでございます。ただもう一つ、地方公営企業でどういふように新しく投資をしていく関係以外のものにつきましても、経営上の問題がいろいろあるわけでございます。それらにつきましてもやはりそれぞれ関係のところいろいろ御検討願っているというふうにいれわれは聞いています。次第でございます。

○太田委員 佐藤さん、免許をとってそれぞれ経営されているから、とやかくのことをおっしゃらないで、あなたのほうはそれぞれの分野と使命に応じてがんばってほしいというところだと思つておるのです。いわば赤勝て白勝ての指導方針と思つておるのですが、昭和十三年に陸上交通事業調整法というのが行われておられます。これは生きておるのでしょうか。かつて廃止されたといふことを聞いたことはありませぬが、いかがですか。

○佐藤(光)政府委員 仰せのとおりでございます。○太田委員 その点からいって、部長さんどうですか、そうむやみに武蔵野鉄道を免許したり、羽田-東京間の高架鉄道ですか、ああいうものを免許したり、それから東京都地下鉄を免許したりすることは、この調整法に違反するんじゃないか。そういうことになりませぬか。

○佐藤(光)政府委員 調整法はございませぬけれども、この運用につきましては、われわれとしては調整法に違反した運用でなく実施をいたしておるわけでございます。合法的な免許であるというふうなことを考慮して処置しておるわけでございます。ただ、いまお話しの中で都営の地下鉄でありませぬが、これは先ほど申し上げました急速整備の方針から、営団等を持っておりました免許権を都に譲渡いたしました。都が運営しておるというのが現状であります。

○太田委員 それは昭和十三年ころの、いわば戦前の法律ですから、古いといえ古いのですけれども、交通一元化という思想からいってこれほどりっぱなものはないじゃありませんか。この精神を生かして、これをさらに完成させていくということに、陸上交通のむだの整理があり、合理化があらうと思つておるのです。だからそれぞれば分野を守って、それぞれ使命を全うし、公共性に足りない点があるなら、公共性の完遂ということはあるなら、ほうで十分指導監督されたい。いかにやらないでしようか。だからむやみに当時の分野を侵奪するがごとき既成事実をつくり上げていくということが交通経営の混雑となって、今日赤字増

大のまた副原因じゃなからうかと思つたのですが、これは違つたのですか。○佐藤(光)政府委員 仰せのように陸上交通事業調整法のできたときの趣旨は、経営を一元化して、合理的な、能率的な運営をするということでございまして、現在やはり実体的に同じような——他の理由も加わっておりますけれども、同じようなことで経営一元化の問題がいろいろ議論せられておるところでございます。したがしまして、われわれもこの問題を慎重に、多数の方の意向を聞くというたてまえから現在御検討願つておるというのが現状でございます。

○太田委員 あなたの立場からいえばそれでいいと思つておるのですが、いろいろと都市交通という新しい事態が出てきたから、昭和十三年当時の法律では十分でないという点があったのだらうと思つておる。それはあなたもはつきりおっしゃっていただければいいと思つておる。あなたが、いわゆる対外ターミナルができて、池袋であるとか、新宿であるとか、渋谷で、都営の交通機関と対外から来た巨額並びに私鉄の乗客が乗りかえる制度なんといふのはおおよそナンセンスなことである。まして、これがラッシュにさらに拍車をかけておることは御承知のとおりでございます。したがって、そういうような事態は今日の都市交通の事態に合わないから、いかに交通需要に對して供給するかとこの立場から見ますならば、経営主体のいかにを問はずして、都心を通過する交通機関を早急に整備しなければいけない。それは場合によつては京浜急行電鉄の地下鉄乗り入れでありませうし、

あるいは小田原急行電鉄の乗り入れということだらうと思つておる。東武鉄道のことも聞いておりますが、そういうことは非常にけつこうなことだと思つておる。そうして郊外から都心を通過するところの交通機関の供給というのをふんだんにすれば、いまの交通地獄は救われていくだらうと思ひます。だからそのためには地下鉄の開発を進めていかなければなりません。二つの機関にしたということは、少なくともそのための建設資金が飛躍的にふえる、ここにねらいがあったならば、ひとつ大いに資金はふやしてもらわなければならない。だから、確かにふえておられます。だから、確かにお尋ねしたのであります。大蔵省の地方資金課長さん、どうですか。あなたのお考え方として、いまは東京都を例にとつてみたのであります。東京都の地下鉄の開発資金は、営団だけの当時よりは都営地下鉄をつくつたことによって非常にたくさんのお金が用意されておる、テンポは進んでおるのらっしゃるかどうか、この点をもう一度お答えをいただきたいと思ひます。

○木野説明員 地下鉄は都管ができていくかによつておるかというお話でございますが、資金がどうついでおるかというところは先ほど申しました。それで事業がどういふふうになつていこうなつておるかということ、運輸省なりからお話し願ひたいと思つております。

資金について申し上げますと、都営地下鉄につきましては先ほど申しました。三十四年度が全国で四十五億、そ

れから三十五年度が八十三億、三十六年度が百四十億、三十七年度が百七十億、本年度の三十八年度は二百億と組んでおりまして、このうちの半分を東京に考えております。

なお、東京都地下鉄の建設の進捗を見まして、資金に不足のないように、そういった点は十分配慮しておるつもりでございます。

○木野説明員 東京都営の地下鉄に十分の資金を配慮しておるかという点を言っておるわけではない。東京都営の地下鉄ができて、そのために営団一本のときよりは地下鉄の開發のために資金がよけい投入されることになったのではないかと、それをねらって東京都営地下鉄というものを免許したはずであるから、そういうことを御説明いただきたいと思つたわけです。たとえば名古屋の地下鉄だけでも、これは昭和六十年まで、といえどもと長い計画でありまして、一十億に近い資金の需要が計画されておるわけでありまして、地下鉄に対してはなかなかばく大な資金が要するのです。百億やそこら何だ。こんな小さな数字では問題にならない。だから私の言っておりますのは、都営地下鉄をつつた以上、それが地下鉄開發のスピードを急激に増したということをみんなが理解しなければ、そんな赤字を地方団体がしょうだけだつたら何にもならないじゃありませんか、それを言っておるのですが、その辺どうですか。

○木野説明員 都営についていたものについては申しましたが、一方営団につきましても相当についておりますから、全体としまして都営ができたことによつてよくなつておる、こういうふう

に考えております。

○木野説明員 私は、都営ができて、都営のほうに力が入つて、営団のほうの力が抜けたから、はつきり言つてプラス・マイナス・ゼロだと見ておる。それは東京都の交通需要というものを解決するための資金の手当としては、少々不徹底ではなからうかと思つておる。御事は、これはいま大蔵省のいろいろな御事情もありましようから、なるべくテンポを早めていただくということではないかと、都市交通というものがいまい赤字で悩まされておるときに、その資金というのは極力低利のものになければなりませんから、極力低利、長期の資金を供給するのは、単に公共的な民間企業だけではなくして、新産業都市とかいうところに行ける会社を対象にするのではなくして、都市交通の開發と再建のためにもその資金をふんだんに出してもらいたいと思つておる。ふんだんに出すということについてはいいでしょうね。低利、長期の資金をふんだんに出すということについての心がまえは、木野さんどうですか。

○木野説明員 私の所管が地方債の關係についてでございますので、財投全体、営団その他財投でございますが、これをどうするか、ちよつとなんでありますが、都市交通は重要である、地下鉄に力を入れるべきだ、また資金についても重点的にかつ十分に配意すべきだという点につきましては、ごもっともだと思つておる。

○木野説明員 松川さん、どうですか、いま自治体というものの全体から見まして自治体に、先ほどから上水道も赤字だ、下水道も赤字だ、病院も赤字だ、そしてさらに都市交通という莫大

な赤字がある。そこで、地方自治体の財政を確立するためには、資金の手当というものはよほど思ひ切つて、ある程度指導的な資金の供給があつていいと思う。縁故債などにたよつては金利が高いのですから、なるべく金利の面だけでも負担を軽くするか、そうでなかつたら、公営企業が出した赤字は全部基準財政需要額に算入して、そして交付税の対象とする。そのためには、場合によつては交付税の税率も引き上げるといふところまで、思ひ切つた措置が必要だろつと思つておる。それはどうですか。これは松川さん、主計官としてどうですか。

○松川説明員 ただいま木野先生御質問の問題は、二つあつたかと思つておる。一つは財政資金をもつと投入して、赤字が起らないようにしたらどうかということ、それから二つには、その赤字をどうするかという問題であると思つておる。初めの点につきましては、御承知のように財政資金、これは融資で使われる場合にも、低利であるということが非常な魅力でございますが、その低利であるゆえんのもので、それが特別な形態で集められたものであるところにあるかと思つておる。したがって、財政資金の総額というものは毎年毎年ある程度の限度があるわけでございます。これをいかに配分するかということ、財政当局は毎年苦勞をいたすわけでございます。御指摘のように、都市交通の問題が非常に緊急な要務である、これは私もよく理解をいたしております。また別途環境衛生の観点から、いろいろございましてた水道の問題、そのほかの問題につき

まして、いろいろの需要が差し迫つて、山積しておるということもよく理解いたしております。したがって、その限られた低利に回し得る資金を、いかに配分するかということでございます。これを赤字解消のために飛躍的に増大するという、結果論としては赤字を若干少なくする面に役立つとは思つておるが、そういう目的のために、これを端的に、短い期間に非常に多額に増加するということは、なかなか望むべくして実行はむずかしいんじゃないかと思つておる。

第二番目の赤字の問題につきましては、御指摘のように資金的、すなわち金利を払わなければいけないという問題が、相当公営企業におきまして、財政負担になつておるかと思つておる。しかし赤字の原因は、そのほかにも種々あるかと思つておる。その点につきましては明確に分析いたしまして、地方団体がその公営企業を運営するのに、ここをもう少しやれば何とかなるのではないかと、そういう面がございまして、それを十分に解消するよう努力を、まず地方団体がやるるか、このように考えておる。現在のところ、赤字のうち一体どの要素がどのくらいの貢献をしており、どの要素がどのくらい把握いたしております。また私どもはつきり把握いたしておりますので、さらに財政措置でどういふものをとるかということ、現在のところ、はつきり御説明いたしかねる次第でございます。

あるということになるわけ、まことにどうも解決の方法にならないわけでありまして、時間がたつていふ差し迫つておりますので、運輸省の自動車局の坪井さんにお尋ねをいたしますが、最近バスは、私は公営企業があんなに赤字になるというのには、全く不採算路線の設定が急であつたということに原因していると思つておるけれども、地方公営企業の中のバス部門も非常に赤字なんです。そこで、あなたの方の国鉄バスと地方公共団体の經營のバスと、民営バスとの収支の比較、これはキロ当たり収支ぐらゐのところでおっしゃつていただきたいと思つておる。そんなくあいに最近なつておるのでしょうか。

国鉄の經營するバスが一つある。それから地方公共団体が經營するバスが一つある。それから民間会社が經營するバスがある。それを平均いたしまして、国鉄バスはキロ当たりの収入がどれくらいで、キロ当たりの支出はどれくらいになつておるか、そして人件費は、収益に対してどれくらいの割合になつておるかというふうな、そういうものがございましてよろいか。

○坪井説明員 ただいまの御質問ですが、全国的なものとしての平均は、いまとつておりませんが、都営と民営の關係につきまして資料がございまして、ちよつとこの資料では、キロ当たりには出ておりませんが、人件費の構成を申し上げますと、都営につきましては五七・九%、それから民営九社につきましては四二%。キロ当たり収入は、都営の方がちよつと上位ではないかと思つておりますが、正確な数字はいま持つておりません。

○木野説明員 これはある資料にあつた

のですから、不正確だと思ふのです。が、キロ当たり収入は、国鉄が六十七円、公営企業が七十七円、民営が六十三円、こういうふうに出している。公営企業が一番多く、その次が国鉄で、その次が民営になっている。キロ当たり支出になると、国鉄が八十一円、公営企業は八十四円、民営六十三円となっているわけだ。そして人件費の割合というのは、国鉄が六九%、公営企業が六一%、そして民営企業四三%、こういうことになっている。だから民営、公営については、大体さっきおっしゃった数字と大差ないので、そういう点から見まして、いわゆる公営企業が不経済経営だ、経済性追求に不十分だというふうには考えられない。どちらかというと、人件費の割合から見ると、国鉄バスが一番人件費の割合が高いのであり、しかも支出の割合も高く、収入が低い、こういうことになっております。公営企業は非常に収入が多い。そういうふうでありまして、人件費の割合も、国鉄に比べて公営企業が高いというわけじゃありませんから、まさか人件費の赤字が原因だとはちょっと申されたい。問題は、キロ当たり支出の点におきまして、公営企業の多いのは何であらうか、こういう点に一つあるのですが、これは、私も一番そこを分析していかねければならないと思っております。それでいま運輸省としては、公営企業の中のいまのバス部門については、運輸省からごらんになって、何か勧告——と言つてはおかしいが、経営改善の要素というのはいかような点にあるのだ、というふうな点について、何かお気づきになった点があれば、

しょうか。

○坪井説明員 バス運賃につきましては、公営企業につきまして、大部分は運賃改定は完了しましたが、五大市につきまして、いま企画庁と協議中でございまして、それで五大市につきまして、どこが問題になっているかと申しますと、大体五大市は、収入の財源としては非常に恵まれた路線を持つております。国鉄その他は赤字を相当かかえているという事情もございまして、五大市の公営企業が行なっているものについては、収入源としては、私営バスよりもむしろ恵まれてはいる。また法人税あるいは固定資産税、そういった点においても、相当有利な立場に置かれてはいる。それにもかかわらず、東京都におきまして乗り入れ九社と公営バスを比較したときに、片方の赤字が著しく大きいということ、この原因は何であるかということから非常に問題になっておられるわけでありまして、企画庁のほうといろいろ協議しておられるわけでありまして、やはりその大きな原因は、経済性といえますか、支出面における経済性が、私営バスよりも能率が悪いのじゃないか、しかもその原因は、やはり人件費が相当高いことにならぬではないか、こういう観点からたゞいま公営交通企業財政調査会、こういうところでおられるわけでありまして、願つておられるわけでありまして、

○太田委員 坪井さん、それは官澤さんかだれかの説だろうと思ふんですが、一般の私営バスなどに比べて東京都のバスは非常に経済性が低い、それは支出の中であらわれておつて、その

常に高いのじゃないだろうかという説がありまして、なまで平均したものを見てみて、新聞に出ておりましたが、東急バスの運転手は幾らで都営バスの運転手は幾らだ、そんな単純比較をして高い高いというのはいかぬかとごまかしてあつていかぬですよ。あなた方は専門家だから、平均年齢は幾つ、家族構成はどうだ、あるいは勤続年限は幾ら、あるいは勤務時間はどれだけのという要素というものを加味し、加重平均をしていかなければ、そんな統計なんて出ない。なまで平均して、片方は高い、片方は低い、そういう議論を経済企画庁がやっているとするれば、経済企画庁は統計学上はしろうとだと言わざるを得ない。だから人件費が高いという説を業務部長さん、あなたまでが本気になっておっしゃったとすれば、これは見のがすべからざる詐術だ、あるいはいともでもない誤解が流されておると言わなければなりませんので私は残念だ。そんなものではない。もしも勤続年限あるいは平均年齢、家族構成その他等を考えましてウェイトをつけて加重平均をいたしますならば、これは東京都営のバスの従業員といえども決して高くない。逆に一般民営の従業員よりも低いというふうな数字が出てくるわけでありまして、これはひとつ十分御検討いただきたいと思ひます。

そこで、私は、いろいろ御議論いただきまして長くなりましたので、最後に、どつちみちいまいのお話からいきまして、それぞれの主官省においても、経営が赤字になつてもそれに対する克復対策はもはや自治体に一任ということに結論はなつてしまつた。私は自治体がこれをやらなければならぬ

ことだとするならば大へんなことだと思ひますが、経営難に対する赤字対策はどういう解決方法があるだろうかと思ふんです。

そこで、この際自治省に戻りまして、奥野さんの御見解をこの際皆さんの前でおっしゃつていただきたいと思ふんですが、交通関係の企業が一番赤字が多いとするならば、その赤字を克復するにはどうしたらいいのだ、現在がらで走つておるから赤字だというならば乗せればいい。ところが東京都営のバスを考へてみても、がらがらで走つておるということは考えられない。いわゆる満員輸送しながら赤字だということになると、どこに赤字解消の最大のポイントを求めめるのか、こういう点があると思ふ。この前あなたの御意見では、人件費という支出の面に着目しながら、経済性の追求と言ひ、かたわら運賃というものを再検討する必要があるだろうという御意見があつたように承つておりますが、一体その辺しかないのか、満員のバスと満員の電車と満員の地下鉄で、なお赤字だ、どうしたらこの赤字が克服できるか、これに対する御考察がありましたらこの際ちょっとお聞かせいただきたい。

○奥野政府委員 おっしゃつておるうちに、交通事業で赤字を出している団体が多いようでございます。しかしその赤字の原因は、各自自治体によってまちまちだと考へております。東京都の例で申し上げますと、やはり人件費等についても私は問題があると思へております。できる限り経営の合理化を

が根本だと思ひます。根本だと思ひますが、しかし料金改定に手をつけられない以上問題の解決にならない。十一、二年米据置かれておるわけでありまして、その間国家公務員の給与改定が七回も行なわれております。一般の燃料費その他につきましても相当な高騰があるわけでありまして、したがつて、経営のあり方について根本的な改定をやつてもならなければなりません。同時に料金改定も行なわなければ

不可能だと思ひます。しかしそれと同時に、単にいまの交通事業だけを見ておつてもならないのであつて、たとえ道路が非常にふくそうしておるものでも、年々回転率が低下してまいつておるわけでありまして、道路の問題もありまして、あるいは地下鉄経営に移行する問題もございまして、あるいは一元的な経営の問題もございまして、いろいろ問題もございまして、やはり根本的に考へなければならぬような大きな問題を腹藏しておるのではないだろうかと思ふ。ふうに思つておられるわけでございます。

○太田委員 いまの件ですが、大蔵省としてはどうでございますか。赤字が出て非常に困つておる、三十六年度の統計であります。たとえば交通関係で六十億、とにかく八十四企業体の六十は赤字でありますから、こういうふうなふえてきたのに、人件費の縮小なんという手を考へられたら、これは非常に労働混乱を起すことは火を見るよりも明らかだ。特にバスなどに至りましては縮小すれば離職するばかりです。他に幾らも市場はあるのですから……。そういうことを考へます

と、人件費というようなけちなことを考へるのではなく、もっと不経済經營というものの徹底的な改善と同時に、公共性というものを考へてみますならば、公共性の發揮のゆえに出た赤字というものは地方公共団体がめんどろを見る。めんどろを見るということも不可能な場合には大蔵省としても十分めんどろを見るという、そういう心がまえがあつてもいいと思ひますが、その点はいかがですか。

○松川説明員 たいま交通の部門を例におとりになりまして、赤字が出た場合にどうするかという御質問でございますが、ただいまの例で申し上げますと、交通機関というのは非常に地域性の強い行政分野でございます。したがひまして、そのことが交通機関を地方公共団体が直接運営しておるといふ現実につながるわけでございます。そういう地域性の非常に強い場合に、そこで生じた赤字を、直ちに国庫に求めるといふのは私も非常に疑問であると思ひます。先ほども御説明いたしましたとおりの、その赤字の原因がどこにあるかといつたようなことを徹底的に究明いたしまして、その改善によつて赤字の解消に努力すべきではないかと考へます。ただ、いまの例の交通問題で申し上げますと、道路の事情が非常に悪くなつてきておると、その他いろいろの、何と申しますか公営企業を取り巻く環境の問題があるかと思ひます。この中には、国が国の立場でいろいろ手を尽くしていかなければならぬ問題も含まれておるかと思ひます。そういう意味で、公営企業の赤字のうち、国が国の立場から見ての行政をもう少し推し進めればその解消に

役立つであらうと思はれる分野がございますれば、そういうところには財政事情が許す限りにおきまして、極力その改良をはかつていくのが国としてのつとめではないか、このように思ひます。

○太田委員 運輸省の佐藤部長さんとしてはどうでしょう。先ほど奥野さんの御意見の中に、運賃値上げ以外に道がないという、大きなウエイトがそこにある、その間ベースアップも七回という敷を経過しておるにかかわらず、据え置かれておる運賃というものは不当なものであるという前提があるのですが、そういう方法についてあなたのほうの御所見はいかがですか。

○佐藤光一 政府委員 先ほど財政局長がお答えしたのは、主としてバスの問題についておっしゃつておられるのだと思ひまして、われわれの所管ではございませぬので、特に所見を申し上げることは差し控へたいと思ひます。

○太田委員 坪井さんとしてはいかがですか。

○坪井説明員 バスの運賃につきましては、先ほど申し上げましたように、運輸省としましては、一応原価計算をいたしまして、現在においては赤字である、またこのままでは赤字が解消しないといふことで、改定の必要性は認められるわけであります。ただ、物価抑制の方針に従ひまして、運輸省としてただ安易に改定を行なつてはいかぬといふことで、その内容についてはさら

て、それは十分慎重な検討をされるということ、当然のことだと思ひます。さてそれは、慎重な検討というのは、このままでするといふ危険性をがずるすると増大するといふ危険性を含みます。そこで公営企業法の一部改正が出てきて、赤字に対する補助金とか何とかいふことが出てきたのですけれども、これは早急に抜本的な対策を講じていただきませぬと、なかなか公営企業の赤字というものは克服できないと思ひます。自治省に一任せずして、またそういうものを一企業体の独立採算制に押しつけて、大蔵省も運輸省も自治省もともに共同して、この赤字克服のためにはもっと前進的な対策を用意されるように私は希望したいと思ひます。

○奥野政府委員 一般的な表現で申すとお役所仕事というふうな表現でいわれますように、公営企業はとかく非能率的になりやすい、こういうことだろふと思ひます。やはり経済の原則に従つて能率的に運営していかなければならぬ、そういう配慮が不十分な面が見受けられる、そういうこともございまして、経済性ということばをこ

○松井(誠)委員 そうしますと、能率性といふことをいふのである、そうすれば私企業の場合の言つてみれば経済性といふものの中には、営利の追求と

○松井(誠)委員 そうしますと、能率性といふことをいふのである、そうすれば私企業の場合の言つてみれば経済性といふものの中には、営利の追求と

○奥野政府委員 そのように思つてお

○松井(誠)委員 そうしますと、その

○奥野政府委員 そのように考へてお

○奥野政府委員 そのように考へてお

○松井(誠)委員 先ほど太田委員の質

○松井(誠)委員 先ほど太田委員の質

○松井(誠)委員 先ほど太田委員の質

○松井(誠)委員 先ほど太田委員の質

○松井(誠)委員 先ほど太田委員の質

ない。

○奥野政府委員 先ほど私は、病院につきまして独立採算を強制しないのだ、こう申し上げたのでございませぬ。独立採算をやっている病院もあるし、一般会計から相当の負担をしなければならぬ病院もあるだろう、しかしそれは病院経営にあたってはつきりした計画を立てるべきだ、野方図に赤字を出したりすべきものではない、こういう趣旨でございませぬ。もともと地方公営企業法は公営企業について規定をしながら準公営企業に属するものについても、少なくとも経営成績や財政状態が明確になるように経理していかねければならぬのではないか。そこで、準公営企業とされております病院や下水道事業のようなものであります。規模の大きなものについてはこの経理を強制していこう。しかしもと準公営企業なのである、一〇〇%独立採算を予定しているものではないのか。それからその規定は適用しません、こういう趣旨でございませぬ。しかし病院でございませぬ、ちゃんとつばに独立採算で経理していかねばならない、こういう趣旨でございませぬ。

あつても、独立採算的なたてまえで考

えるべきだという意味がよくわからな
いわけだ。というのは公営企業とい
うのは公共の企業ですから、いわば
だを省くという意味で、国民的な立場
から見て浪費をするなという意味で効
率的でなければならぬ、能率的でな
ければならぬという意味はわかる。そ
して、それはまさにそれでなければなり
ませんから、そういうことを明らかに
するために企業会計というものが大い
に役に立つということも、それはわか
ります。そこまでは私は問題ないと思
う。そのこと自体は言ってみれば中立
的なのであつて、さてそこから出て
くるそのあとの問題、つまりその結果、
いまいづつと言われましてように財政状
態ということのほかに経営成績を明ら
かにする——財政状態を明らかにする
ということは必要だ。しかし経営成績
を明らかにして、さて成績がいいとい
うのは一体どういう意味か、成績が悪
いというのはどういう意味か、というこ
とを、私企業の場合と同じように判
断するわけにはいかないのじゃないか。
ですからここで企業会計で経理を明ら
かにするということ自体は必要ですけ
れども、さてその結果、赤字を一体ど
うして埋めるかという問題が出てくる
わけですけれども、そのときにたと
えばこの間——きょうも言われまし
たけれども、病院の財政についての調
査会の意見が何かありました、それ
を私もちょっと読んでみましたが、た
とえばその中に病院の会計の赤字は一
体どこからきておるか、そのこと
ついて国や地方はどういうところから
出てくる赤字については、これは責任
を持つべきであるというような、言っ

てみれば負担の区分を一応やってお

わけです。そういう問題について、た
とえば病院会計というものが企業会計
に変わった場合に、いま言つたよう
な形で国や地方団体が負担すべき赤
字の分、そういうものについておおよ
そのめどががついておつて、この企業会
計に立てるといふなら話はわかるので
すけれども、そういう問題についての
めどがはっきりしないときにその経理
を明らかにする、財政状態を明らかに
するということ自体は抽象的には必要
なんですけれども、さて明らかにした
そのあとで、その赤字を埋める問題と
して一体何が出てくるかということが
一番問題だと思ふ。そのときにやはり
権力を持つておるたとえば国や地方公
共団体というところへその赤字の補
んがいなくては、先ほど米から問題に
なつておるように料金を上げるか、あ
るいは労働者の賃金を押上げるかとい
う形で、いわば権力を持つてない国民や
労働者の側にしわ寄せがくるというこ
とになつては困ると思ふ。ですから企
業会計という形で財政状態を明らかに
することは必要ですけれども、それは
独立採算という形を前提にしての話で
はなく、むしろ一体何がそこから引
き出されてくるかということ、いわ
ば別の問題だ。要するに独立採算とい
う問題で前提にしての企業会計の採用と
いうことではないのだということ、
ひとつはつきりさせていたいただきたい
と思ふのです。

て建物をつくつた、その元利を償還し

ていかなければならない。その元利が
歳出に立って行くわけでありませぬ。歳
入としては診療報酬などが入ってくる
わけでございます。ところが建物の寿
命から考えていきますと、そこまで一
挙に償却する必要はないんだという程
度まで元金の返還が先に立ってくるわ
けでございます。そういういたしますと、
元金の支払いが多いものですから、官
公庁会計によっておきます限りは、
当然赤字経営になってしまうのであり
ます。赤字経営だから料金を上げな
ければならない、あるいは人を減らさ
なければならぬ、これは的確な判断に
ならないわけでありませぬ。しかし企業
経営によつていきますと、元金の支払
いは歳出に立たないのであります。こ
れは別個の資金繰りの問題でありま
す。企業経営でやっていきますと、ま
ず費用に建物の減価償却費が立つだけ
のことでございます。したがつて
建物の寿命に応じた現年度への割当
分、これが減価償却費として歳出に
立ってくるわけでございます。診療報
酬等が歳入に立ちまします。そういう
見方をしていきますと、必ずしも赤字
にならない。しかし元金を返してい
なければならぬわけですから、資金
繰りとしては苦しいでせう。しかし
これは損益とは別の問題であります。
元金の支払いは、大福帳経営でありま
す、官公庁経営でありませぬ、歳出
に立ってくるわけでありませぬ。立つ
てくるものから赤字になる。形式上
赤字になるものでありますから人を減
らさなければならぬ、こういうこと
になつてしまふのであります。それを
損益計算でやっていきますと、これは

資金繰りの問題でございますから、費

用には立たないのであります。損金に
はならないわけでありませぬ。費用に立
ちませんから赤字にはなりません。し
たがって一時の資金繰りというものは
一般会計でやつてもいいじゃないか、
こういうことになるわけでございます。
て、不当な圧迫を病院経営に加ふる必
要はないわけでございます。そういう
意味において、やはり損益がはつきり
わかるように、財政状態をはつきりわ
かるような経理をやらしていきたい、
こういうことが今回の改正の中心に
なつておるわけでありませぬ。

○松井(誠)委員 財政状態をはつきり
させるといふその目的、そのために
企業会計を採用するのだといふそのこ
と自体はよくわかるし、そのこと自体
は必要だ。ですから問題は、明らかに
なつたあと、さてそれをどうするか
という次の方法、それが必ずしもはつき
りしないうちに、こういう形で明らか
にさせるというところは、言つてみれば
料金を上げなければならぬじゃない
か、あるいは労働者の賃金を押えな
ければならぬじゃないか、というところ
にしわ寄せがくる危険性はないのか、
ということ。先ほど病院会計ですか、
自治体病院の財政の調査会というもの
の中で、国や地方自治体が元金負担す
べき赤字のおよその区分というよう
なものを一応分析しておる。それが十
分かどうか別として、ともかくそ
ういったような形で、さて赤字にな
つた場合に、一体どういう形でその赤
字を解消すべきか、そのめどをつける
のが先ではないか、ということ。そ
ういうことがはつきりしないうちに——
企業会計で財政状態を明らかにすると

いうそのこと自体は、抽象的にはいいのですけれども、そこからくるあとの危険性、それがいわば独立採算という形で、したがって料金を上げざるを得ない、労働者の賃金を押えざるを得ないというところくる危険性はないのかというところをお聞きしたのです。

○奥野政府委員 これもたいへん失礼なですけれども、具体例で申し上げたいと思います。病院の状態はつきりしないのに薬の盛りようがないと思っております。いまのような経理でやっておりますと、病因がどこにあるかわからないわけでありませう。それは私は元利の償還と減価償却費を一例として申し上げたわけでありませう。まず病気がどういうところに原因があるか、それをはつきりしなければ薬の盛りようがない。おっしゃっておるところを聞いておきますと、薬の盛り方をきめなければ、こういうような状態をはつきりさせる方向にいつても何にもならない。こういうことをおっしゃっておるのではないか、どうも逆ではないかと思うのでございます。もちろんおっしゃっておる点は、政府として十分な配慮をしていかなければならない、そのように考えます。

○松井(誠)委員 個々の病院の病源がどこにあるかという問題については、これは一つ一つが明らかになってはいないと思います。しかし全般的な、いわば病院財政の調査という形では、いわゆる調査会のそういう形では結論を出せたということだと思ふ。自治体病院の一般的な財政状態がどうであるかということは一応わかった。ですから、およそのめどがつかない、およその診断がつかない。だから、診断がつかない

て、さて処方が出るというところで、その処方が全然はつきりしない、処方方法がどだいいまのところはつきりしてないだけに私はそれが心配だ。ちよつと問題はそれに関連をするわけですが、病院が企業会計を採用する、そうして独立採算の規定は適用しないというものは、新しいあれでいけば、十七条の二の規定を適用しないということであつて、たとえば公営企業の二十一条の中に料金のきめ方の原則を書いてある。収支の均衡をはかるように配慮しなければならぬというふうな形の規定がありますけれども、これはやはり病院の会計にも適用されるということになるわけですね。

○奥野政府委員 そのとおりでございます。これは独立採算というものと直接つながつた規定ではないのでしようか。つまり独立採算という規定は適用しないけれども、しかし料金は収支の均衡を目的としろということでは、何か結局同じようなものではないかという気がするのですが、どうですか。

○奥野政府委員 公営企業が得ます収入でございますから、当初の出発にありまして一般会計から補助金を交付する、あるいは国から補助金を交付する、そういう予定の収入がございませうならば、それも予定して均衡をはかつていけばよろしい、こう考えておるわけでございます。

○松井(誠)委員 そうしますと、この料金が収支の均衡云々というものは、つまり料金だけで支出をまかなうという意味ではなくて、ほかの収入とあわせて料金が収支の均衡を償うようにし

ろ、そういう趣旨だということですね。
○奥野政府委員 そのとおりであります。
○松井(誠)委員 この改正の結果、一応病院を例にとりますと、たとえば百名以上で結局この規定の適用を受けるという病院は、現在の自治体の病院の中でおよそどのくらいになりますか。
○奥野政府委員 百四十程度だそうでございます。
○松井(誠)委員 そうすると全体の何割くらいですか。
○奥野政府委員 一三、四％でございます。よろしいか。
○松井(誠)委員 最後に、これは自治省ではおわかりにならぬかもしれませんが、準公営企業に働いておる労働者で、地方公営企業法第四章の規定の適用を受けるものの統計はございませうか。もしございませんでしたら、ひとつこの次に提出をしていただきたいと思ひます。
○奥野政府委員 数字を整理する必要がございませうので、この次お答えさせていただきます。
○永田委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。
午後一時五分散会